

# 記者発表資料



令和4年 2月14日(月)

## 発表の趣旨 (※該当する全てにチェック)

- 各種資料や情報の提供
- イベント・会議等の案内
  - 当日の取材依頼
  - 開催日時等の周知依頼
  - 参加者募集の事前告知依頼
- その他 ( )

発表事項	死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出（県内野鳥1～8例目，県内家きん1～3例目）により指定された野鳥監視重点区域の解除について	
内容	<p>令和3年11月11日（木），県内では2年連続となる高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）の検出を受け，環境省が指定する野鳥監視重点区域（回収地点から半径10km圏内）における野鳥の監視体制を強化してきましたが，令和4年1月13日（1月16日防疫措置完了）に家きんにおける発生が確認された事例以降，新たな感染例等は確認されておりませんので，出水市及び長島町において，これまでの検出を受けて指定された野鳥監視重点区域は，令和4年2月13日（日）24時に*解除されましたのでお知らせします。</p> <p>これにより，県内の野鳥監視重点区域は，すべて*解除となりました。</p> <p>*野鳥監視重点区域は，野鳥等の回収日の翌日や防疫措置の完了日の翌日から28日目の24時に解除されることとなっていますが，指定区域の円が少しでも重なる場合は，原則として最後の区域が解除されるときに同時に解除されることとなっています。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>これまでの発生状況 別添一覧表のとおり</li><li>今後の対応 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは，引き続き最高レベルとなる「対応レベル3」となっておりますので，国の対応マニュアルに応じた監視体制を維持します。</li></ol>	
資料	別添 環境省記者発表資料	
ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり（ 2月14日掲載予定 ） <input type="checkbox"/> 後日掲載	
取材案内		
問い合わせ先 （担当課）	担当課	環境林務部 自然保護課 野生生物係 (099-286-2616) 内線 2616
	取材対応者	課長 宮澤 泰子 (099-286-2610) 内線 2610
	問い合わせ窓口	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 直通：03-5521-8285 九州地方環境事務所野生生物課 TEL：096-322-2413

令和3年度 高病原性鳥インフルエンザウイルス検出一覧  
(令和4年2月14日現在)

【野鳥関連】

鹿児島県

No.	市町村	試料	回収日	簡易検査	遺伝子検査	ウイルス分離検査	野鳥監視重点区域	備考
1	出水市 (荒崎地区)	ツルのねぐらの水	11/ 8	—	—	11/11 H5亜型	11/11指定 2/13解除	11/16 詳細な亜型は判明せず
2	出水市 (東干拓地区)	ナベヅル	11/19	不明瞭	11/21 H5亜型 11/22 H5N8亜型	—	11/21指定 2/13解除	
3	出水市 (荒崎地区)	ツルのねぐらの水	11/22	—	—	11/29 H5N8亜型	11/29再指定 2/13解除	No.1と同じ区域
4	出水市 (東干拓地区)	ツルのねぐらの水	11/22	—	—	11/29 H5N8亜型	11/29指定 2/13解除	
5	出水市 (荒崎地区)	ツルのねぐらの水	11/29	—	—	12/ 6 H5N8亜型	12/ 6再指定 2/13解除	No.1と同じ区域
6	出水市 (荒崎地区)	ツルのねぐらの水	12/ 6	—	—	12/13 H5N8亜型	12/13再指定 2/13解除	No.1と同じ区域
7	出水市 (荒崎地区)	ツルのねぐらの水	12/20	—	—	12/27 H5N1亜型	12/27再指定 2/13解除	No.1と同じ区域
8	出水市 (荒崎地区)	ツルのねぐらの水	1/10	—	—	1/17 H5N8亜型	1/17再指定 2/13解除	No.1と同じ区域

【家きん関連】

No.	市町村	防疫措置完了日	簡易検査	遺伝子検査	ウイルス分離検査	野鳥監視重点区域	備考
1	出水市 採卵鶏農場	11/16	11/12 陽性	11/13 H5亜型 11/15 H5N1亜型	—	11/13指定 2/13解除	
2	出水市 採卵鶏農場	11/16	11/14 陽性	11/15 H5亜型 11/16 H5N8亜型	—	11/15指定 2/13解除	
3	長島町 肉用鶏農場	1/16	1/12 陽性	1/13 H5亜型 1/14 H5N1亜型	—	1/13指定 2/13解除	

# 鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザ陽性事例 の野鳥監視重点区域の解除について

令和4年2月14日（月）

<鹿児島県・熊本県同時発表>

鹿児島県出水市及び出水郡長島町における高病原性鳥インフルエンザの確認（野鳥国内1例目をはじめとする計11事例）を受け、野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視を強化してきたところですが、その後、いずれの区域内においても野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和4年2月13日（日）24時に当該区域を解除しました。

## 1. 経緯

- 令和3年11月11日（木） ・ 鹿児島県出水市で回収された環境試料（水）及び死亡野鳥  
～令和4年1月17日（月） 等から計8事例で高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型及びH5N1亜型）が検出（※1）
- ・ 鹿児島県出水市及び出水郡長島町の養鶏場において、計3事例の高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認（※1）
- ・ 各事例の周辺10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化（※2）
- 令和4年2月13日（日） ・ いずれの区域内においても野鳥において異常が確認されな  
24時 かったことから、上記11事例の発生に係る野鳥監視重点区域を解除（※3）

※1 鹿児島県出水市及び出水郡長島町では、野鳥国内1、3～6、8、9、11例目及び家きん2、3、13例目（計11事例）となる高病原性鳥インフルエンザが確認されました。

※2 鹿児島県では令和3年11月12日～16日及び令和4年1月13日～14日に、熊本県では令和3年11月13日、24日及び令和4年1月13日～14日に野鳥緊急調査を実施するとともに、その後も両県において野鳥の監視を継続しましたが、野鳥の大量死等の異常は確認されませんでした。

※3 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として28日目の24時に解除することとしています。

- － 野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
- － 家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
- － 環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を1日目とする

また、複数発生で野鳥監視重点区域の範囲が重なる場合は、最後の区域が解除されるときに同時に解除することとしています。

今回解除となる野鳥監視重点区域はそれぞれが重複しているため、家きん国内13例目の防疫措置完了日（令和4年1月16日）の次の日を1日目として、28日目となる同年2月13日（日）24時に解除しました。

## 2. 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和3年11月11日付けで最高レベルの「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。  
([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html))

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表 03-3581-3351
直 通 03-5521-8285
室 長 東岡 礼治 (内線 6470)
室長補佐 村上 靖典 (内線 6675)
係 長 福田 真 (内線 6670)
担 当 安藤 滉一 (内線 6478)